

構成員からの意見 (今後の検討事項等)

- 3－1 岩村構成員意見
- 3－2 黒澤構成員意見
- 3－3 松村構成員意見
- 3－4 警察庁意見

【今後の検討事項等について】

岩村正彦

検討事項についてはとくに意見はありません。

ただ、検討にあたっては、既存の各種社会保障制度との整合性に十分留意する必要がある、とくに各制度に内在する論理を崩すことのないようにすべきと考えます。

【今後の検討事項等について】

公益財団法人 犯罪被害救援基金
専務理事 黒澤正和

1 議論の進むべき基本的方向等

- (1) これまでに抽出・整理した論点ごとに、実態把握や海外調査等の結果及び問題点を踏まえ検討
- (2) 「犯罪被害者等を対象とした補償制度等」及び「犯罪被害者等が利用し得る制度」それぞれについて、我が国において運用を含めて経済的支援の観点から不十分であり、充実すべきと認められる事項を抽出・整理
- (3) 上記事項について次の点を検討
 - ・ 現行法制度・運用で改善、充実できるか否か、可能ならその具体策
 - ・ 現行法制度の改正を必要とするならその具体的法制度
- (4) 以上の検討で不十分なら新たな制度を検討
 - ・ 既存の理念による新たな制度の検討
 - ・ 上記で限界があれば新たな理念による新たな制度の検討
- (5) 検討会②との適時、適切な調整

2 議論すべき事項等の例示

- (1) 経済的支援の理念、財源一特に新たな制度（例えば生活保障型給付）等の検討で重要
- (2) 支給対象一特に国外犯被害、外国人、過失犯等や制度改正時も含めた遡及効
- (3) 不支給・減額事由及び補償の範囲（生活必需品、治療費・医療費、心理カウンセリング費用等）及びその支給方法
- (4) 損害賠償金の立替払い制度等
- (5) 支給額算定方法及び支給方法（特に給付の年金化の議論）

3 議論の進め方の一方策（案）

給付制度の拡充及び新たな制度の創設それぞれについて出すべき結論を仮に想定して、その問題点、導入の可否、理念・根拠等を検討する。

【今後の検討事項等について】

松村 恒夫

検討会においては、現行の犯給法の問題点、犯罪被害者の実情のヒヤリング、諸外国の調査を進められてまいりました。その結果、犯罪被害者等基本法で謳われている犯罪被害からの回復、事件遭遇前の平穏な生活への回復が、現行の制度では不十分であることが明らかになりました。

そこで、今後の検討会におきましては、国は犯罪被害者のための施策を策定し、実施する責務を有すると定める基本法に則り、どのような制度であれば、もっとも被害者のためになるかとの視点に立って、省庁間の垣根を越えてご議論をして頂きたく、お願い申し上げます。

つきましては、「あすの会」で作成しました「犯罪被害者補償制度[案]要綱」を叩き台として頂きたく、是非検討会で議論して下さいますようお願いいたします。

平成24年6月26日

犯罪被害者補償制度〔案〕要綱

(生活保障型)

全国犯罪被害者の会
(あすの会)

目 次

■ はじめに	3 p
第1章（総則）	4 p
第1項（目的）	4 p
第2項（定義）	4 p
第2章（死亡）	5 p
第3項（一時金の支給とその額）	5 p
第4項（一時金の支給対象）	6 p
第5項（年金の支給とその額）	6 p
第6項（年金の支給対象）	8 p
第3章（後遺障害）	9 p
第7項（一時金の支給とその額）	9 p
第8項（一時金の支給対象）	9 p
第9項（年金の支給とその額）	9 p
第10項（年金の支給対象）	11 p
第4章（重傷病）	12 p
第11項（一時金）	12 p
第5章（医療関係費の現物支給・休業補償）	12 p
第12項（現物支給・休業補償）	12 p
第6章（雑則）	13 p
第13項（請求の始期）	13 p
第14項（溯及効）	13 p
第15項（時効）	14 p
第16項（併給調整）	14 p
第17項（支給制限）	14 p
第18項（適用範囲）	14 p

■ はじめに

本要綱案は、犯給法を抜本的に見直し、新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度を創設するために策定されたものである。本要綱案のおおまかな特徴は、次の通りである。

- ① 従来の犯給法のような見舞金ではなく、犯罪被害者には補償を受ける権利があることを明確にした。
- ② 犯給法は主に通り魔事件を念頭においていたため、親族間や男女間、取引に絡む犯罪、同僚間の争いなど、一定の人間関係がある場合の犯罪については不支給ないしは支給額を減額していた。しかし、殺人事件などは、通り魔よりも、一定の人間関係があるところに発生する方が事例としては圧倒的に多いので、これを除外したり減額しては、全く意味がない。そこで、本要綱案では、そのような制限は設けないことにした。
- ③ 一時金の他に年金方式を取り入れることで「途切れない支援」という犯罪被害者等基本法第3条第3項の考え方を取り入れた。
- ④ 年金の額を、被害を受ける前の収入から被害後の現実の収入の差額とすることで、「再び平穏な生活を営むことができる」（同法第3条第3項）ことを保障した。
- ⑤ 年金を算定する際の被害前の収入の上限を平均賃金としたり、年金受給資格に資力要件を設けたりすることで、本当に困っている人にだけに厚く補償することにした。
- ⑥ 年金額を算定する際の「収入」を犯罪被害者本人だけでなく、生計をともにする家族全体の収入とすることで、現実的な対応につとめた。
- ⑦ 治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用や介護費用、通院交通費などのいわゆる「医療関係費」は緊急性が高いので、全額無償かつ現物給付とすることで、迅速かつ完全な補償を目指した。
- ⑧ 過去の犯罪被害者であっても現に困っている人も多くおり、その人たちを放置することは正義に反するので、そういう犯罪被害者に対しても、将来にわたって年金を保障することにした（一部、遡及適用）

第 1 章

(総則)

第 1 項 (目的)

本制度は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族が、その尊厳にふさわしい経済的な処遇を保障される権利を有することにに基づき、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れない補償を国が責務として行うことを目的とするものである。

(趣旨)

犯罪被害者等基本法は、第 3 条第 1 項で、犯罪被害者の権利を宣言し、これに基づいて、国は、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を途切れなく行うべき責務を有するものと定めているので（同条第 3 項）、本制度もかかる趣旨に基づいて、犯罪被害者の権利とこれに対応する国の責務を目的として定めた。

第 2 項 (定義)

- 1 本制度で「犯罪行為」とは、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第 37 条第 1 項本文（緊急避難）、第 39 条第 1 項（心神喪失者の行為）、第 41 条（14 歳に満たない者の行為）の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条（正当行為）又は第 36 条第 1 項（正当防衛）の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- 2 本制度で、「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病、又は後遺障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は後遺障害の原因となり得るものを含む。
- 3 本制度で、「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者を言う。
- 4 本制度で「家族」とは、犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他支給を社会的に相当と認められる者を言う。
- 5 本制度で「重傷病」とは、心身への負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該心身への負傷又は疾病に係る被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が 2 週間以上であったものを言い、入院期間を問わないものとする。
- 6 本制度で「後遺障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき若しくは症状が固定したときに残る心身上の障害をいう。

(趣旨)

本項は、現行法第2条の定義をほぼ踏襲したものであるが、ただ、以下の点で範囲を広げるものである。

4号 家族の範囲を、「その他支給を社会的に相当と認められる者」にまで拡大した。これは、伯母、叔母、伯父、叔父、姪、甥であっても、支給が相当と認められる場合があるからである。

5号 療養期間を現行法の「1ヶ月」から「2週間」に短縮した。経済的支援を徹底するためである。また、現行法の「負傷若しくは疾病」を、「心身への負傷若しくは疾病」とした。これは、性被害直後のトラウマなどの精神的被害についても重傷病給付金を支給できるようにするためである。

6号 現行法に「心身上」との文言を付加した。これも、性被害に精神的な後遺障害を含める趣旨である。

第2章 (死亡)

第3項（一時金の支給とその額）

犯罪被害者が犯罪行為によって死亡したときは、国は、一時金として金1000万を支給するものとする。ただし、その一部を速やかに仮給付しなければならないものとする。

(趣旨)

本制度は生活保障型であるから、後述するように、年金を支給することを前提とする。犯罪被害に遭ったときは、当座の資金がどうしても必要になるので、年金の他に一時金も併せて支給するようにし、とりあえずの生活に困らないように配慮したのが本項の趣旨である。また、早期の援助のため一部の仮給付を義務化した。

その額は、直ちに必要とする葬儀費用、子供の当座の教育費用、差し迫ったローンの支払い、犯罪被害者が事業者の場合の取引先への当面の支払費用、実況見分等のため自宅に入れないときの家族や親類のホテル代、凄惨な殺人現場となったために将来的に自宅退去や撤去を余儀なくされた時の住居費用・撤去費用など相応の費用がかかることを考えると、1000万円が相当であるから、この額を支給するものとした。

第4項（一時金の支給対象）

- 1 前項の一時金の支給対象者は、犯罪被害者と生計をともにしていた家族とするものとする。ただし、DV被害、離婚交渉、仕事上の都合等により家族が別居している場合は、生計をともにしていたとみなすものとする（以下、「これに準ずる家族」という）。

（趣旨）

犯罪行為によって緊急の資金を必要する第一次的な者は、生計をともにしていた家族であるから、相続人が別途いたとしてもそれに優先して家族に一時金を支給すべきものとした。また、

① 夫と妻との間に子供がおり、たまたまDV被害などで妻だけが避難し別居していて夫と家計を分離していたようなときに妻が夫に殺害された場合、妻と生計をともにしていた家族はいないことになるが、この場合でも残された子供の生活を保障する必要があることは言うまでもないので、妻と子どもは生計をともにしていたとみなす必要があること、

② 離婚交渉などにより妻が子供を連れて別居し、家計を分離していた場合で、夫が第三者に殺害されたときも、夫と生計をともにしていた家族はいないものの、残された妻と子供の生活を保障してやる必要があるので、妻と子どもは、夫と生計をともにしていたとみなす必要があること、

③ 夫が仕事上の都合で単身赴任により別居し且つ家計を別に行っている場合も同様にすべきであること、

などから、「これに準ずる家族」も支給対象とすることとした。

- 2 死亡当時、犯罪被害者と生計をともにしていた家族及びこれに準ずる家族がいな
いときは、国は、相続人に対し、一時金を支給するものとする。

（趣旨）

本項は、生計をともにしていた家族やこれに準ずる家族がいな
いときに当座の資金を必要とする者は相続人であるから、この場合は、第二次的に相続人に支給すべきことを明らかにしたものである。

第5項（年金の支給とその額）

- 1 犯罪被害者が死亡したときは、事件前の生活を取り戻すことができるまでの間、

国は、第3項の一時金の他に、年金を支給するものとする。ただし、支給対象者が子又は配偶者の場合で子が成人に達し又は配偶者が再婚した場合は、支給を打ち切るものとする。

(趣旨)

犯罪被害者等基本法は、国は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまで間、必要な支援を途切れなく行うべきことを定めているが（第3条第3項）、これは、犯罪直後の1回だけ支給するのでは不十分で、人間らしい生活を営むためには、被害前の状態が回復されるまでの間、途切れない支援を継続的に行っていくことが不可欠だと考えたからである。そこで、一時金を支給するだけでなく、継続的に一定の額を毎年、定期金として支給する年金方式を導入することが適切と考え、本項を設けることにした。

- 2 年金の額は、事件前の犯罪被害者及び犯罪被害者と生計をともにしていた家族並びにこれに準ずる家族の収入の合計額と、事件後に残された当該家族の収入の差額とするものとする。

(趣旨)

事件前の平穏な生活を取り戻すには、事件前の収入と、事件後の減少した収入の差額を補償することがもっとも効果的であるから、その差額を年金として補償することにしたのが本項の趣旨である。

また、共働きで家族全体で生計を維持していたところ、殺人で妻が死亡した場合、妻が行っていた子供の教育の分を夫がしなければならなくなり、夫の収入も下がることが多いので（夫が殺害された逆の場合も、もちろん同様である）、事件前の家族全体の収入と事件後の家族全体の収入を比較することにした。「生計をともにしていた家族の収入」とはその趣旨である。

- 3 事件後の収入は、犯罪被害によって減少した収入とする。

(趣旨)

犯罪被害とは無関係の原因で収入が減少した場合まで補償する必要がないことから当該規定を設けた。

- 4 事件前の収入を算定するにあたっては、賃金センサスに基づき、平均賃金を上限とするものとする。

(趣旨)

本制度は生活保障型であり、事件前の平均的な世帯の生活を取り戻すことを目的とするので、事件前の収入は、平均賃金を上限とした。例えば、年収５０００万円の大企業の社長が殺害され、残された妻がパートで１００万円の収入しかなかったとき、年金として差額４９００万円を毎年補償することは国民の理解が得られないので、平均賃金を上限とするのが適切と考えた。

- ５ 年金額を算定するにあたっては、生計をともにしていた者の数によって差を設けないものとする。

(趣旨)

被扶養者の数を考慮しなかったのは、被扶養者が何名であっても事件前の家族全体の収入と、事件後の家族全体の現実の収入の差額さえ補償しておけば、少なくとも、「事件前の生活レベル」を取り戻すことができるからである。

第６項（年金の支給対象）

- １ 前項の年金の支給対象者は、犯罪被害者と生計をともにしていた家族及びこれに準ずる家族とするものとする。

(趣旨)

犯罪行為によってその後の生活に困る者は、生計をともにしていた家族であって、必ずしも相続人とは限らないので、家族が年金受給者であることを明らかにするため本項を設けることにした。例えば、子供のいない夫婦で夫が殺害され、かつ夫の両親もすでに他界しているような場合、（夫と同居していなくても）兄弟姉妹も相続人であるが、そのような兄弟姉妹の生活まで保障する必要はないので、受給者を「相続人」としないことにした。この点で、一時金（第４項の２）の扱いとは異なる。

- ２ 不動産と流動資産の合計額が５０００万円を越える資産を有する場合には、年金を支給しないものとする。ただし、居住用不動産及び生活の糧となっている不動産及び動産は、ここでいう資産に入れないものとする。

(趣旨)

あまりに資産がある家庭に年金を支給することは国民の理解が得られないので、資力要件を設けることにした。

第3章

(後遺障害)

第7項 (一時金の支給とその額)

犯罪被害者が犯罪行為によって後遺障害を被ったときは、国は、労災保険ないし自賠責保険の際の下記の後遺障害の等級分類に従って、一時金を支給するものとする。ただし、その一部を速やかに仮給付しなければならない。

記

14級	100万円	13級	200万円	12級	300万円
11級	400万円	10級	500万円	9級	600万円
8級	700万円	7級	800万円	6級	900万円
5級	1000万円	4級	1100万円	3級	1200万円
2級	1300万円	1級	1400万円		

(趣旨)

一時金を支給する趣旨は、第3項(死亡の場合の一時金の支給とその額)に同じである。上記金額は、第12項の医療費関係費がすべて現物支給されることを前提とした金額である。また、早期の援助のため一部の仮給付を義務化した。

第8項 (一時金の支給対象)

- 1 前項の一時金の支給対象者は、犯罪被害者及び犯罪被害者と生計をともにしていた家族並びにこれに準ずる家族とするものとする。

(趣旨)

犯罪被害者が後遺障害を被ったとき、当座の資金を必要とする者は、犯罪被害者や生計をともにしていた家族、これに準ずる家族であることは言うまでもないので、これらを支給の対象とする趣旨である。

第9項 (年金の支給とその額)

- 1 犯罪被害者が犯罪行為によって9級以上の後遺障害を被ったときは、事件前の生活を取り戻すことができるまでの間、国は、第7項の一時金の他に、年金を支給するものとする。

(趣旨)

犯罪被害者が重篤な後遺障害を被ると、犯罪被害者と生計をともにしていた家族の生活は本当に悲惨な状態に陥るから、生活を立て直せるよう年金を支給することにした。９級以上としたのは、９級以上の後遺障害のとき、労務に服することが難しくなるからである。

- 2 年金の額は、事件前の犯罪被害者及び犯罪被害者と生計をともにしていた家族並びにこれに準ずる家族の収入の合計額と、事件後に残された当該家族の収入の差額とするものとする。

(趣旨)

例えば、共働きで妻が被害に遭い、後遺障害が残ったとする。そうすると、妻本人の労働能力が低下するだけでなく、夫も、妻の後遺障害の介護をしなければならなくなるし、あるいは妻がそれまでやっていた子供の教育の分を夫がかわりに行わなければならなくなるので、夫がフルに働けなくなり、夫の収入が減る例も決して少なくない（夫が後遺障害を被った逆の場合も、もちろん同様である）。そこで、犯罪被害者だけでなく、生計をともにした家族やこれに準ずる家族の収入を基礎として年金額を定めることにした。

- 3 事件後の収入は、犯罪被害によって減少した収入とする。

(趣旨)

犯罪被害とは無関係の原因で、犯罪後に収入が減少した場合まで補償する必要があることから当該規定を設けた。

- 4 事件前の収入を算定するにあたっては、賃金センサスに基づき、平均賃金を上限とするものとする。

(趣旨)

本制度は生活保障型であり、事件前の平均的な世帯の生活を取り戻すことを目的とするので、事件前の収入は、平均賃金を上限とした。例えば、年収５０００万円の大企業の社長が殺害され、残された妻がパートで１００万円の収入しかなかったとき、年金として差額４９００万円を毎年補償することは国民の理解が得られないので、平均賃金を上限とするのが適切と考えた。

- 5 事件前に無収入の者であっても、平均賃金の収入があったものと見なす。

(趣旨)

無収入の若年者が重度の後遺障害を被ったときにも、生存している以上、生活を保障する必要があり、年金を支給する必要があることからこの規定を設けることにした。この点で、死亡の場合の年金（第5項）と異なる扱いをした。

- 6 年金額を算定するにあたっては、生計をともにしていた者の数によって差を設けないものとする。

(趣旨)

被扶養者の数を考慮しなかったのは、被扶養者が何名であっても事件前の家族全体の収入と、事件後の家族全体の現実の収入の差額さえ補償しておけば、少なくとも、「事件前の生活レベル」を取り戻すことができるからである。

- 7 後遺障害の等級によって、補償する年金額に差を設けないものとする。

(趣旨)

後遺障害の認定等級がどうであろうと、事件前と事件後の収入の差額を補償すれば、事件前の平穏な生活を保障できるから、認定等級は考えないことにした。

第10項（年金の支給対象）

- 1 前項の年金の支給対象者は、犯罪被害者とする。

(趣旨)

死亡の場合とは異なり、後遺障害の場合は犯罪被害者自身が生存しているので、被害者だけを支給対象とする趣旨である。

- 2 不動産と流動資産の合計額が5000万円越える資産を有する場合には、年金を支給しないものとする。ただし、居住用不動産、生活の糧となっている不動産及び動産は、ここで言う資産に入れないものとする。

(趣旨)

あまりに資産がある犯罪被害者に年金を支給することは国民の理解を得られないので、資力要件を設ける趣旨である。

第4章

(重傷病)

第11項(一時金)

犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を受けたときは、国は、犯罪被害者に対し、程度に応じて、5万から50万円の一時金を支給するものとする。

(趣旨)

死亡、後遺障害の場合だけでなく、傷害の場合も当座の資金が必要であることに変わりないことから、一時金を支給することにした。

第5章

(医療関係費の現物支給・休業補償)

第12項(現物支給・休業補償)

- 1 犯罪被害者が犯罪行為によって重傷病をうけ、また後遺障害を被ったときは、国は、治療費・医療用諸雑費、入通院の際の付添介護費、自宅改造費や義足義歯などの環境整備費、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、退院後のリハビリ費用や介護費用、通院交通費などの医療関係費全額を現物支給するものとする。

(趣旨)

医療関係費は、犯罪被害者にとって、もっとも切実かつ緊急性が高い費用の一つである。これが直ちに、全額補償されない限り、被害者は安心して生活の再建を図ることができず、人間としての尊厳どころの話ではない。犯罪被害者からの要望が極めて強い項目であるから、全額無償とすることにした。

また、たとえ無償でも、一旦病院に費用を払って後日、償還を受けるというのは、緊急性の高い費用の支払方法として従来より被害者から多くの不満が出されてきたところである。被害者は、警察への事情聴取、実況見分への立会い、マスコミへの対応、夫が殺害されたときの仕事の連絡、子どもの教育現場への連絡、様々な社会保険制度への申請手続きなど、予想もしなかった手続きが怒濤のように押し寄せ、様々な出費がかさむのが通常である。そこで、せめて医療関係費くらいは被害者の手

を煩わせないよう、もっとも簡易な現物支給方式とすることが強く求められていた
ので、本項を独立の章立てで、設けることにした。

- 2 犯罪被害者が、完治するまで又は症状が固定するまでの間に休業したときは、国
は、全額休業補償するものとする。その間の家族の休業損害については、付添看護
の必要に応じて補償するものとする。

(趣旨)

第9項の年金は、負傷や疾病が完治した後、あるいは症状が固定した後に支払わ
れるものであるから、それまでの間に、通院、入院、リハビリなどで休業した場合
には、年金で生活を賄うことはできない。そこで、本項を設けることにした。また、
家族の休業損害については、看護の対象者が幼児か成人かで必要とする付添看護の
程度が異なるから、必要に応じて補償するものとした。

第6章

(雑則)

第13項(請求の始期)

年金及び医療関係費の現物支給については、請求したときから将来に向かって支給す
るものとする。

(趣旨)

年金、医療関係費は必要なときに支給すれば足りるので、請求したときから支給す
べきものとした。

第14項(溯及効)

本制度は、制度施行時より前に犯罪被害に遭った者で、現に犯罪被害の影響により
補償の必要性が認められる者についても、一時金を除き、将来に向かって適用するも
のとする。

(趣旨)

将来、現れるかどうか分からない抽象的な犯罪被害者に先に予算をつけ、現に目の
前で困っている犯罪被害者がいるのに、これらの者を救わないというのは正義に反す
るので、溯及効を認めることにした。

第 15 項（時効）

一時金の支給以外については、時効は設けないものとする。

（趣旨）

時が経過したからといって、被害者の経済的な苦しみが和らぐものではなく、かえって時の経過により費用がかさみ、負担が増すことも少なくないからである（「被害の苦しみに時効なし」）。

第 16 項（併給調整）

犯罪被害者が、加害者から賠償金の支払いを受けたときは、その額は第 6 項の 2 及び第 10 項の 2 の資力に含めるものとする。

（趣旨）

本制度は日々の生活を保障することにその趣旨がある一方、加害者がする賠償金の支払いは損害のてん補であるから、両者は性質を異にする。従って、後者の支払いがあったからといって、前者の給付額に影響を与えるべきではない。ただ、公平を考えて、年金受給の資力要件として考慮するのが適切であるから、本項を設けることにした。

第 17 項（支給制限）

加害者との親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等の人間関係が事件の背景事情になっていたとしても、不支給ないしは減額はしないものとする。ただし、支給が社会的に相当でない場合は、支給額を減額し、または支給しないとすることもできるものとする。

（趣旨）

暴力団事件のような抗争事件では、支給することが不適切な場合もある。しかし他方、殺人事件などの凶悪犯罪は、親族間の争い、男女間や交友関係のもつれ、取引関係にもとづく紛争、職場の中での人間関係の争いなどで発生することが多く、そのような場合に支給を制限し、または支給しないというのでは被害の回復にほとんど役立たない。そこで、ケースバイケースで検討できるよう「社会的に相当ではない」という概括的な一文を設けるにとどめた。

第 18 項（適用範囲）

- 1 本制度は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為（以下「日本国内での犯罪行為」という）であれば、犯罪被害者の国籍如何をとわず適用するものとする。ただし、日本国籍を有しない者で短期滞在者にはついては、年金を支給しないものとする。

（趣旨）

我が国における外国人にも保障するかどうかは相互主義とも関係するが、国際主義に基づき、外国人だからといって原則区別しないことにした。ただ、短期滞在者は、将来にわたって我が国に居住するわけではなく、継続的な保護はその外国人が帰属する国籍国が行うべきであるから年金は支給せず、一時金の支給と医療関係費の現物支給、休業損害の補償に限定することにした。

- 2 日本国内での犯罪行為以外の犯罪行為であっても、犯罪被害者が日本国籍を有する場合には、本制度を適用するものとする。

（趣旨）

日本人が外国で被害をうけた場合であっても、我が国に税金を支払っていることに変わりはないし、また外国での被害であっても犯罪を立証することが可能な場合も多々あるのだから、一律に除外することは適切ではなく、原則保障されるものとした。

【今後の検討事項等について】

警察庁

犯罪被害給付制度が、同一の原因に基づいて他の制度で救済が図られるような場合には、他の制度の適用が優先され、そこで救済されないものについて支援する、いわば最後のセーフティーネットであることから、今後の検討に当たっては、犯罪被害給付制度のみならず、社会保障・福祉制度等、現行の経済的支援施策の総体を踏まえて検討するという観点が必要である。

そこで、これまでの検討会においては社会保障制度等の概要について説明が行われたところであるが、各種年金制度、生活保護制度、労働者災害補償制度、自動車損害賠償保障制度といった犯罪被害者等のみならず一般的に適用される犯罪被害給付制度以外の制度の現状を理解することは、犯罪被害者等の経済的状況の把握のほか、今後の検討のために重要であることから、検討会の場におけるこれらの制度についての説明が必要であると考ええる。

また、「経済的支援に関する検討会最終取りまとめ」（平成19年9月）における「新たな経済的支援制度の検討に当たっては、これら社会保障・福祉制度全体の自助・共助・公助のシステムと調和・均衡のとれた形で存立するよう配慮すべきである。」というスタンスは、本検討会における検討に際しても、引き続き考慮されるべきものと考ええる。